

令和3年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年6月2日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	樫山裕子	副局长	小倉一仁
------	------	-----	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	宮内一裕	会計管理者	十河貴子
総務課長	水口和洋	総務課副課長	中島正博
振興課長	平尾好孝	振興課副課長	吉田忠弘
住民課長	瀬田和哉	住民課副課長	芦口正史
住民課副課長	陸平志保	福祉課長	木村陽子
福祉課副課長	芝健治	福祉課副課長	坂本真理子
長寿課長	宮本真里	長寿課副課長	目良大敏
建設課長	栗田信孝	建設課副課長	山根康生

建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史	教育委員会 事 務 局 長	三 浦 誠
教育委員会 事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会 事 務 局 学 校 給 食 センター所長	前 芝 由 希

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 9 号 令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）
- 日程第 5 報告第10号 令和3年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第38号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 7 議案第39号 上富田町手話言語条例（案）
- 日程第 8 議案第40号 上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 9 議案第41号 上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第10 議案第42号 令和3年度上富田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第43号 令和3年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第44号 令和3年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回上富田町議会定例会を開会いたします。

税務課、笠松課長より欠席届が出ておりますので、これを許可いたします。

日程に入るに先立ちまして、5月から10月までクールビズ期間となっております。上富田町議会でも6月から9月定例会まで、クールビズとしてノーネクタイで会議することを決定し、また町製作のポロシャツの着用も許可しております。それに伴いまして、本議会はノーネクタイとさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、暑いときは議長判断により上着を取っていただくことになっております。本日は上着を取っていただいて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいて結構であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において2番、正垣耕平君、3番、家根谷美智子君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの15日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は15日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（櫻山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和3年3月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出を求める要請の陳情につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りは、本日6月2日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また質問の形式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和3年第2回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は町政発展のため格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて厚く感謝申し上げます。

初めに、全国の自治体で始まった高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種ですが、上富田町では医師会など関係機関のご協力を得ながら、4月25日から上富田文化会館を会場に集団接種を開始しています。

国からは7月末までに高齢者へのワクチン接種を終了させるよう要請があり、上富田町においてもその期間までに終了するよう進めています。また、3度目の緊急事態宣言が4月25日から5月11日までの期間で発出されました。その後も変異株などの影響により感染拡大が収まらず、期間が5月31日まで延長されていましたが、再度6月2

0日まで期間が延長されました。当町におきましても様々な対策を講じ、新たな感染者の発生や今後の感染拡大を防ぐよう取組を進めてまいります。感染状況により関係者の方々が風評被害を受けることがないようにしたいものです。

また、現在も懸命に新型コロナウイルス感染症の治療に従事されている医療従事者の方々や、私たちの生活を支えるためにご尽力をいただいている方々に、心からお礼を申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りを申し上げます。

さて、本年も梅の収穫最盛期となりました。JA紀南の梅産地情報によりますと、4月の定点着果調査では、小梅、古城、南高ともに前年、平年より多い状況となっております。一昨年、昨年は不作でしたが、今年は開花期の天候が安定したことなどもあり、着果は良好で、3月中旬から気温が高く推移したことで主力である南高の果実の肥大は、平年よりも早くなっています。

しかしながら、4月10日に気温が低下したことによる晩霜被害が発生しており、町内の一部では小梅の落下など影響を受けております。生産量は今後の気象などにより変動することもあります。予想量は平年作を上回る見込みとなっております。青梅、梅干しの価格がよりよい価格で推移することを願っています。

次に、令和3年春の叙勲で、射場一成氏が上富田町消防団長として長年消防団活動にご尽力された功績により、瑞宝単光章を受章されました。町主催の祝賀会を予定していましたが、ご本人より辞退したい旨の申出がありましたので、今回皆様方にはご報告のみとさせていただきます。

次に、令和2年度の一般会計の決算状況についてご報告させていただきます。

令和2年度は前年度に比べて予算規模が20億円程度増となっております。これは特別定額給付金事業や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地域活性化商品券事業や、小中学校情報機器整備事業などの事業を実施したことによるものであります。

新型コロナウイルス感染症が全国的に広がり、収束にはまだ時間が必要とされ、町としても厳しい財政状況の中ではありましたが、結果としては財政調整基金や減債基金を取り崩す必要のない決算となる見込みであります。議員各位のご理解とご協力の下、税收の確保や行財政改革に職員一丸となって取り組んだ成果が顕著に表れたものと評価しているところであります。

しかしながら、公債費では、学校給食センター建設や、小中学校へのエアコン設置の際の起債の償還が始まると、今後は増加する見込みであります。引き続き厳しい財政運営となりますが、皆様のご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、報告事項として特別会計補正予算2件、議案として条例の制定1件、条例の一部改正3件、令和3年度一般会計補正予算1件、令和3年度特別会計補正予算2件の計9件であります。

なお、追加議案として上富田町教育委員会教育長の任命及び上富田町教育委員会委員の任命に関する人事案件2件の計3件について、本定例会中に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第9号と報告第10号につきましては、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業、住宅新築資金貸付事業についての補正予算（第1号）でございます。それぞれの会計で令和2年度の決算において歳入不足が生じたため、5月31日付で専決処分をし、前年度繰上充用金をもって充当補填しましたのでこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第38号につきましては、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）でございます。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの交付に関する手数料の額を定めた本条例における、マイナンバーカードの交付手数料の額についての規定が不要となることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号につきましては、上富田町手話言語条例（案）でございます。

この条例は、手話に関して基本理念を定め、町の責務並びに町民の役割を明らかにするとともに、町民の手話に対する理解の促進及び手話の普及を図ることを目的としてこの条例を規定し、制定するものです。

次に、議案第40号につきましては、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この条例は、第一あすなろ学童保育所及び第二あすなろ学童保育所の地番変更と、なごみ学童保育所を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第41号につきましては、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

この条例は、児童館の管理に関する所管について、機構改革により教育委員会から福祉課に移管したことから、施行に関し必要な事項を定めていた教育委員会規程を町長部局の規程に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号につきましては、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回、既定額に2億73万6,000円を追加し、予算総額を65億1,273万6,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、子育て世帯生活支援特別給付金1,380万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費6,480万3,000円、かみとんだ地域活性化商品券支給事業費7,850万円、新型コロナウイルス感染症予防対策認証制度奨励金1,210万円などを措置しています。また、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、本庁舎や出張所の手洗い施設を感応式へと改修するため、総額610万円を措置しています。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国庫補助金、繰入金、諸収入などを見込み、措置しています。

次に、議案第43号につきましては、令和3年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）でございます。今回既定額に157万8,000円を追加し、予算総額を16億3,567万8,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、過年度分の事業実績に伴う支払基金への返還金等を措置しています。

次に、議案第44号につきましては、令和3年度上富田町特別会計水道事業会計補正予算（第1号）でございます。今回既決予定額に700万円を追加し、資本的支出合計を3億8,693万2,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、老朽化による岡、葛原地区の送配水管布設替えに伴う設計業務委託料を措置しています。

以上が、本定例会に上程いたします諸議案についての概要であります。

詳細につきましては、担当課長、副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

△日程第4 報告第9号～日程第12 議案第44号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第4 報告第9号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）についての件から日程第12 議案第44号、令和3年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）の件まで9件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

山根君。

○建設課副課長（山根康生）

おはようございます。

私からは報告第9号についてご説明いたします。

報告第9号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第7号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

令和3年6月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第7号、令和3年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

令和3年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,860万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,402万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借入れの最高額に5,000万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を1億円とする。

令和3年5月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

2款諸収入、補正前の額に9,860万8,000円を追加し、1億7,397万7,000円、歳入合計では補正前の額に9,860万8,000円を追加し、1億7,402万8,000円と定めてございます。

歳出でございます。

2款公債費、補正前の額に56万3,000円を追加し、131万3,000円。3款前年度繰上充用金、今回新たに9,804万5,000円を追加し、9,804万5,000円。

歳出合計では、補正前の額に9,860万8,000円を追加し、1億7,402万8,000円と定めています。

次の3ページから5ページの事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2 款諸収入、1 項収益事業収入及び雑入、1 目宅地造成事業収入、補正前の額に 9, 860 万 8, 000 円を追加し、1 億 7, 181 万 5, 000 円。計としまして、補正前の額に 9, 860 万 8, 000 円を追加し、1 億 7, 397 万 7, 000 円と定めてございます。

歳出でございます。

2 款公債費、1 項公債費、1 目利子、補正前の額に 56 万 3, 000 円を追加し、1 31 万 3, 000 円。一時借入金利子となっております。3 款前年度繰上充用金、1 項前年度繰上充用金、1 目前年度繰上充用金。今回新たに 9, 804 万 5, 000 円を追加し、9, 804 万 5, 000 円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課副課長（中島正博）

よろしくお願い申し上げます。

私からは報告第 10 号についてご説明をいたします。

報告第 10 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

記。

専決第 8 号、令和 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）。

令和 3 年 6 月 2 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第 8 号、令和 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）。

令和 3 年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 109 万 8, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 141 万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

令和3年5月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款諸収入、補正前の額に1,109万8,000円を追加し、1,141万円と定めてございます。歳入合計では補正前の額に1,109万8,000円を追加。1,141万円と定めています。

歳出です。

1款公債費、補正前の額に11万3,000円を追加、42万5,000円と定めています。今回新たに2款前年度繰上充用金を設け、1,098万5,000円を追加しています。歳出合計では、補正前の額に1,109万8,000円を追加。1,141万円と定めています。

次のページをお願いします。3ページでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、このページから5ページまでは恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。各内訳につきましては説明いたしますので6ページをお願いいたします。

歳入です。

1款諸収入の1項貸付金元利収入で、1目住宅新築資金貸付金元利収入1,109万8,000円を追加しています。

歳出です。

1款公債費の1項公債費で、2目利子として12万4,000円を追加。補正額は11万3,000円を追加しております。

2款前年度繰上充用金の1項前年度繰上充用金で、今回新たに1,098万5,000円を追加しております。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

陸平君。

○住民課副課長（陸平志保）

よろしくをお願いいたします。

私からは議案第 38 号について説明させていただきます。

議案第 38 号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町手数料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 6 月 2 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町手数料徴収条例の一部改正。

上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 37 号を削り、第 38 号を第 37 号とし、第 39 号を第 38 号とする。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードに係る手数料の額を定めることから、本条例に規定する個人番号カードの再交付手数料について削除するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、2 ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○福祉課副課長（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第 39 号から議案第 41 号についてご説明いたします。

議案第 39 号、上富田町手話言語条例。

上富田町手話言語条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 2 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町手話言語条例（案）。

条文に沿ってご説明いたします。

第 1 条では、この条例は手話に関して基本理念を定め、町の責務並びに町民の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図ることにより、共生できる地域社会の実現に寄与することを目的とするとしてございます。

第 2 条では、手話の理解及び普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図

る権利を有しており、その権利を尊重することを基本理念としています。

第3条では、町の責務について、第4条では町民の役割について、第5条では各号に掲げる施策の推進について定めてございます。第6条では学校教育や社会教育の場における理解の促進に努めるとしてございます。第7条では委任について定めてございます。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年6月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

第一あすなろ学童保育所、第二あすなろ学童保育所が建築されている位置において、2741番地とすることが妥当であると判断し、改正するものです。

また、なごみ学童保育所については、平成16年から当時の岩田公民館を間借りし、岩田小学校と岡小学校の児童を対象に運営しておりました。平成18年度から現在の地にどんぐりはうすに併設して、岩田多目的集会所の位置づけで運営していましたが、平成25年度の生馬、岩田、市ノ瀬保育所を統合したはるかぜ保育所の完成を機に、どんぐりはうすが旧市ノ瀬保育所の建物に移転されたことで、なごみ学童保育所の専用使用となっていることから、実態に合わせて条例の一部を改正するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するとしてございます。

参考資料としまして2ページに新旧対照表を添付していますので、お目通しいたぎますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号、上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年6月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部改正。

上富田町立児童館設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の表、上富田町立あっそ児童館の項中「上富田町立あっそ児童館」を「上富田町立朝来児童館」に、「2284番地」を「2287番地の1」に改める。

このことは、平仮名表記であるあっそ児童館を、他の児童館に合わせて漢字表記すること。あわせてあっそ児童館の位置について実態の地番に合わせるものでございます。

第10条中「教育委員会規程」を「規程」に改める。

このことは、児童館の管理に関する所管について、機構改革により教育委員会から福祉課に移管したことから、施行について必要な事項を定めてきました教育委員会規程を、町長部局の規程に変更するため、本条例の一部を改正するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するとしてございます。

参考資料としまして、2ページに新旧対照表を添付していますので、お目通しいたぎますようよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課副課長（中島正博）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第42号についてご説明をいたします。

議案第42号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億73万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,273万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。2ページでございます。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

15款国庫支出金、補正前の額に1億5,031万4,000円を追加。9億3,8

49万2,000円と定めています。

19款繰入金、補正前の額に4,892万2,000円を追加。21款諸収入、補正前の額に150万円を追加。歳入合計では補正前の額に2億73万6,000円を追加し、65億1,273万6,000円と定めています。

歳出です。

2款総務費、補正前の額に470万円を追加。8億391万1,000円と定めています。3款民生費、補正前の額に2,290万8,000円を追加。4款衛生費、補正前の額に6,723万3,000円を追加。5款農林水産業費、補正前の額に219万円を追加。6款商工費、補正前の額に9,870万円を追加。9款教育費、補正前の額に500万5,000円を追加。歳出合計では補正前の額に2億73万6,000円を追加し、65億1,273万6,000円と定めています。

次、3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、このページから5ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

内訳につきましては、歳出から説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

8ページ、歳出です。

2款総務費の1項総務管理費で、合計470万円の追加。主なものは12節委託料、14節工事請負費の水道設備改修工事監理委託料あるいは工事請負費でございます。これは今回の補正で何か所か出てきています。各施設のトイレの手洗いのところについて、蛇口の方式をセンサー方式に切り替える工事の設計監理委託及び工事請負費を措置するものでございます。

次です。

3款民生費の1項社会福祉費で合計483万3,000円の追加。2項児童福祉費の1目児童福祉総務費では1,576万円の追加。主なものは18節負担金、補助及び交付金で、子育て世帯生活支援特別給付金を措置するものでございます。生活困窮者の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を措置するものとなっております。

次のページをお願いいたします。

このほか4目保育所費と6目学童保育費でそれぞれ追加がございまして、項全体の合計で1,717万5,000円の追加でございます。

3項災害救助費で90万円の追加でございます。18節負担金、補助及び交付金でございまして、火災における燃え残りのがらのところの処分費について今回新たに要綱を策定して、所有者の負担だったものについて幾らか補助をさせていただくというものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で6,480万3,000円の追加。新型コロナウイルスのワクチンの接種関連の費用でございます。

次のページをお願いいたします。

3目環境衛生費で33万円の追加。保健衛生費の項全体で6,513万3,000円の追加でございます。

2項清掃費で合計で210万円の追加でございます。

5款農林水産業費の1項農業費で、合計で219万円の追加でございます。

次のページをお願いします。

6款商工費の1項商工費で、1目商工業振興費で150万円、3目かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費で8,500万円の追加。これは18節負担金補助及び交付金で、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業といたしまして、1人当たり5,000円の商品券を全町民宛てに配付する事業でございます。

4目上富田町新型コロナウイルス感染症予防対策認証制度奨励金事業費で1,220万円の追加。主なものは18節負担金、補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症予防対策認証制度奨励金。奨励制度そのものは県の認証制度でございまして、本町内で県のこの予防対策認証制度を取得されているお店、事業所に対しまして、1事業所当たり10万円を奨励金として、町として追加支給をする制度でございます。

9款教育費の1項教育総務費で63万3,000円の追加。2項小学校費で、次のページをお願いします、182万2,000円の追加。5項社会教育費で各目合計の255万円の追加でございます。

次のページは、今回の補正を反映した給与費明細書です。恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、歳入の説明をいたしますので、6ページをお願いいたします。

6ページ、歳入です。

15款国庫支出金の2項国庫補助金で、1目総務費国庫補助金で1億1,518万2,000円、2目民生費国庫補助金で1,576万円、3目衛生費国庫補助金で1,937万2,000円、項合計で1億5,031万4,000円の追加でございます。それぞれ先ほど説明いたしました新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金その他を措置してございます。

19款繰入金の2項基金繰入金で4,892万2,000円の追加。財政調整基金からの繰入金でございまして、今回の補正において必要な一般財源を補填するものでございます。

21款諸収入の2項雑入で150万円の追加。地方創生に向けてがんばる地域応援事

業費でございます。宝くじ協会からの補助金でございます。そこから150万円措置してございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

宮本君。

○長寿課長（宮本真里）

私からは議案第43号についてご説明いたします。

議案第43号、令和3年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）。

令和3年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ157万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,567万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額に7万2,000円を追加し3億1,976万6,000円と定めています。3款国庫支出金では、補正前の額に2万3,000円を追加。4款支払基金交付金では、補正前の額に146万1,000円を追加。5款県支出金では、補正前の額に1万1,000円を追加。7款繰入金では、補正前の額に1万1,000円を追加。歳入合計では、補正前の額に157万8,000円を追加し16億3,567万8,000円と定めています。

歳出です。

4款地域支援事業費では、補正前の額に6万円を追加し1億1,827万6,000円と定めています。5款諸支出金では、補正前の額に151万8,000円を追加。歳出合計では補正前の額に157万8,000円を追加し16億3,567万8,000円と定めています。

3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しくさせていただきますようお願いします。

6 ページ、7 ページをお願いします。

2 歳入です。

1 款保険料、1 目第 1 号被保険者保険料では 7 万 2, 0 0 0 円を追加。特別徴収保険料を措置しています。3 款国庫支出金、3 目包括的支援・任意事業交付金では 2 万 3, 0 0 0 円を追加。4 款支払基金交付金、1 目介護給付費交付金では 1 4 6 万 1, 0 0 0 円を追加。5 款県支出金、2 目包括的支援・任意事業交付金では 1 万 1, 0 0 0 円を追加。7 款繰入金、3 目包括的支援・任意事業繰入金では 1 万 1, 0 0 0 円を追加しております。

8 ページ、9 ページをお願いします。

3 歳出です。

4 款地域支援事業費、2 目地域包括支援センター運営費では 6 万円を追加。介護予防支援計画費に係る給付請求業務の伝送ソフト購入費を措置しております。

5 款諸支出金、2 目償還金では 1 5 1 万 8, 0 0 0 円を追加。過年度分介護給付費交付金、過年度分地域支援事業費交付金の支払基金返還金をそれぞれ措置しています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石 哲雄）

谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第 4 4 号についてご説明申し上げます。

議案第 4 4 号、令和 3 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

総則。

第 1 条、令和 3 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第 2 条、予算第 4 条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1 億 1, 2 6 3 万 2, 0 0 0 円は、損益勘定留保資金 8, 6 1 0 万 5, 0 0 0 円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 6 5 2 万 7, 0 0 0 円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第 2 款資本的支出。既決予定額に 7 0 0 万円を追加し、計 3 億 8, 6 9 3 万 2, 0 0 0 円と定めています。内訳として、第 1 項建設改良費、既決予定額に 7 0 0 万円を追加し、計 2 億 9, 6 4 2 万円と定めてございます。

令和3年6月2日提出、上富田町長奥田誠。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書、目次となっております。恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

令和3年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

1. 資本的収入及び支出。

支出でございます。

2款資本的支出、既決予定額に700万円を追加し、3億8,693万2,000円と定めてございます。

1項建設改良費、1目配水設備改良事業費、既決予定額に700万円を追加し、2億9,592万円と定めてございます。

補正予算の主な内容としましては、令和4年度から実施する岡・葛原地区の水道管布設替え工事に伴う設計業務委託料として、委託料700万円を措置しているものでございます。

なお、今回の委託料を当初予算ではなく6月補正にて措置する理由としましては、管路を含めた水道施設の更新計画を令和元年度から令和2年度にかけて業務委託により発注し、その水道施設更新計画が今年度の3月に完成したことから、令和3年度の当初予算作成時期に間に合うことができなかつたため、今回6月補正にて措置するものでございます。

4ページをお願いします。

令和3年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

こちらは現金の流れを意味し、手元に残る資金の流れを表した計算書になります。これにつきましては、業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して表示しております。合計金額のみご説明させていただきます。

1業務活動によるキャッシュ・フロー、合計1億2,409万5,776円。

5ページをお願いします。

2投資活動によるキャッシュ・フロー、合計マイナス3億8,427万3,000円。

3財務活動によるキャッシュ・フロー、合計1億7,948万8,000円。

資金増加額または減少額はマイナス8,068万9,224円。これは上記の各キャッシュ・フローの合計額となります。

資金期首残高8億9,187万7,015円。資金期末残高8億1,118万7,791円を予定してございます。

6 ページをお願いします。

令和3年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

貸借対照表とは、地方公営企業が一定の時点においてどのぐらいの財産を所有しているかを示す表となっております。含まれる科目としては、土地や建物に代表される固定資産や、現金、預金等の流動資産がございます。

また、所有する財産にはマイナスの財産である借入金等の負債も含まれます。合計金額のみご説明させていただきます。

まず資産の部でございます。

1. 固定資産。固定資産合計では31億68万5,535円となっております。

2. 流動資産。流動資産合計といたしまして8億7,690万4,081円。

資産合計では39億7,758万9,616円となっております。

7 ページをお願いします。

負債の部でございます。

3. 固定負債合計としまして9億3,495万5,996円。

4. 流動負債合計としまして1億553万9,913円。

5. 繰延収益合計といたしまして7億8,234万9,786円。

負債合計では18億2,284万5,695円となっております。

次に、資本の部でございます。

6. 資本金といたしまして、15億2,645万8,668円。

7. 剰余金、8 ページをお願いします。

剰余金合計では6億2,828万5,253円、資本合計としましては21億5,474万3,921円。負債資本合計では39億7,758万9,616円を予定しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は6月10日木曜日午前9時00分となっておりますので、ご参集お願いします。
ありがとうございました。

延会 午前9時54分